

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

徳田地区（古田、御陣家）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	6 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	84.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	45.3 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	3.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.7 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化。アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の3分の1近くの耕作者に後継者がいないとの回答であった。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

徳田地区（田滝）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	6 経営体
個人	18 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	96.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.9 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	6.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.8 ha

5. 対象地区的課題

耕作者の高齢化。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の半分近くの耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来1割りを超える耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（土居）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.0 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	2.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.2 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の3分の1を超える耕作者に後継者がいないとの回答であった。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（北野、国広、奥明）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	13 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.8 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	5.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.7 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化や後継者不足。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の3分の1近くの耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来1割りを超える耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（中長野）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	51.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.4 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	8.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.6 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の半分近くの耕作者に後継者が決まっていないとの回答であった。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（高松）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	5 経営体
個人	20 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	60.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.1 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	9.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.9 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化や後継者不足。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の半分近くの耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来1割りを超える耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（川根）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	45.1 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	9.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.2 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化や耕作者不足。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の半分を超える耕作者に後継者が決まっていないとの回答であった。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（新出、天皇）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	6 経営体
個人	13 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	39.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.7 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	7.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.7 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化や後継者不足。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の3分の1を超える耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来1割りを超える耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（兼久）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	7 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	55.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	29.5 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	9.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.3 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の半分近くの耕作者に後継者がいないとの回答であった。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（林）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	26.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.1 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	2.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の半分近くの耕作者に後継者がいないとの回答であった。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中川地区（湯谷口）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.7 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	0.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の半分以上の耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来1割りを超える耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中川地区（寺尾）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.2 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	6.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.6 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化や後継者不足。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の3分の1を超える耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来1割りを超える耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中川地区（関屋）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	58.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.0 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	17.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化や後継者不足。

耕作不能地の解消。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の3分の1を超える耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来3分の1を超える

耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中川地区（志川）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.1 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	6.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化や後継者不足。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の半分を超える耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来3分の1を超える耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中川地区（来見）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	1 3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	97.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	56.0 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	12.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化や後継者不足。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の3分の1を超える耕作者に後継者がいないとの回答であった。また、今後の経営方針については、近い将来2割り近くの耕作者が廃業することである。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中川地区（丹原町明穂）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.3 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	5.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8 ha

5. 対象地区の課題

耕作者の高齢化。

アンケートの結果、後継者の有無については、回答者の3分の1を超える耕作者に後継者がいないとの回答であった。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内で話し合って中心経営体へ集約していく。

新規就農者を育てて集約化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

徳田地区（徳能出作）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

農事組合法人トクデを中心に、中心経営体に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野地区（福田・光下田）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

国営ほ場整備事業の関係で、今後設立される予定の農事組合法人に農地を集約していく